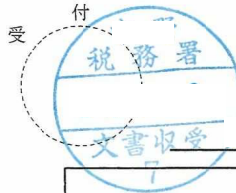


法人税 確定申告書 (年分 平成23年 6月 1日 事業年度分 平成24年 5月31日) に係る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日

税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人 アクア (印)	
	事務所の所在地	東京都新宿区下落合1-4-18 彰文ビル1階 電話 (03) 3368 - 9643	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 副島 正雄 (印)	
	事務所の所在地	東京都新宿区下落合1-4-18 彰文ビル1階 電話 (03) 3368 - 9643	
	所属税理士会等	東京 税理士会 新宿支部 登録番号 第 95854 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	医療法人社団アクア歯科	
	住所又は事務所の 所 在 地	東京都新宿区〇〇丁目×× 電話 (03)	

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳 簿 書 類 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等
依頼者が自らパソコンに入力した仕訳データに基づき、コンピューター処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、貸借対照表及び損益計算書。 期末整理データのみ当方にて入力。	預金通帳、現金出納帳、窓口現金集計表、小口現金出納帳、証憑書綴り、請求書控、レセプト集計表、棚卸表、社会保険等支払通知書、領収書、リース明細書、議事録等

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳 簿 書 類 の 名 称	備 考
預金通帳、現金出納帳、窓口現金集計表、小口現金出納帳、証憑書綴り、請求書控、レセプト集計表、棚卸表、社会保険等支払通知書、領収書、リース明細書、議事録等	

※事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
				.	.	.	.

3 計算し、整理した主な事項

区 分		事 項	備 考
(1)	売上高	勘定科目を社保窓口収入、国保窓口収入、後期窓口収入、社保診療収益、国保診療収益、後期診療収入、自由診療収入、その他の収入に区分して毎月管理している。(下記参照)	
	社保・国保・後期窓口収入	日々の窓口収入はその日ごとに管理されている。受付にて、社保・国保・後期高齢・自由診療・その他の収入に区分した入金日計表により金額を記載している。レセプトコンピューター上の保険別の収入内訳データとともに検証している。さらに、診療報酬入金通知書における各点数を基に、保険請求収入及び保険窓口収入の合計額の理論値を算出し、決算書計上の収入金額の妥当性も併せて検証した。また、期末時点における未収金の有無を確認した。	入金日計表
	社保、国保、後期高齢者保険収入 (保険請求収入)	保険請求収入はレセプトの写し及びレセプト集計表、基金、国保からの振込通知書などにより点数を確認し、エクセル表で集計している(別紙・社会保険診療報酬の内訳)。年合計額も、各通知書と確認した。	レセプト集計表、 社保、国保、後期高齢者 支払通知書
	自由診療収入	自由診療について、未収金、前受金等がないかを確認した。あわせて、診療材料や技工の納品書、請求書と照らし合わせも行い、収入との整合性が取れているかを確認した。本年は消費税課税事業者で簡易課税となるため消費税区分(みなし仕入れ率)に注意した。	入金表 請求書 納品書
	診療材料 外注技工料	納品書、請求書に基づき仕入額を把握した。翌期分の計上がないか、技工所への金属の預け在庫の有無を確認するとともに、買掛金については収入との整合性が取れているかを確認した。	請求書・納品書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高等の増加	保険診療については、全ての診療所の売上高が前年より増加している。自費診療については、一診療所を除いた全ての診療所の売上高が前年より増加している。	
	材料費・外注費・人件費等の増加	上記売上増加に伴い、材料費、外注技工費、人件費等が増加している。	
(3)	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	特に無し		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
役員報酬	役員報酬の適正額について相談をうけた。同業者の役員報酬の金額を「TKC・M-BAST平成22年版 月額役員報酬・役員退職金」で、売上高や利益状況を「TKC・M-BAST（医業経営指標）平成22年版」で説明し、税務上の適正額を助言した。その後、報酬の変更が行われたことを社員総会議事録や理事会議事録で確認した。
歯科技工設備に係る会計処理	歯科技工設備を購入した際の会計処理等について相談を受けた。会計上、税務上の適正な処理方法を説明し、当会計期間中に設置が完了し、使用できるようになることで、償却費の計上ができることを説明した。 また、歯科技工設備の一部が租税特別措置法第45条の2第1項第1号の医療用機械に該当し、特別償却ができることを説明した。その結果、取得価額の12%の特別償却を行った。
少額資産についての会計処理	措法67の5による少額減価償却資産について説明した。該当する資産についての請求書の確認および内容の聞き取りにより、少額減価償却資産として、減価償却費に計上することを確認した。

5 その他

- (1) 当税理士法人は、TKC全国会認定の「書面添付推進事務所」です。書面添付を推進しています。
- (2) 当税理士法人は、TKC地域会研修所主催の生涯研修履修事務所です。
- (3) 当税理士法人は、依頼者の企業等を訪問し、毎月巡回監査を実施しています。
- (4) 当税理士法人は、TKC財務会計システム及び税務情報システムを利用しています。
- (5) 総合所見

アクア歯科 では、経営本部を設置し経理部がコンピューターで各診療所ごとに本支店会計処理を行っています。TKC医業会計システム(MX2)を利用して会計データの処理を行っています。医療法人管理に必要なこともあり、現金の管理や売上金額の管理などは各診療所ごとに丁寧に行われています。また正確な経営成績を把握するため、毎月発生主義による会計処理をしています。

当税理士法人では毎月月次巡回監査を実施しています。帳簿の確認をし、経理処理の不明点などの説明を受けます。その結果税務上の問題点などがあれば、その都度説明し帳簿類等の修正をしています。また、大規模な固定資産の購入等の、特別な事項は個別に相談を受けて対応しています。

以上の検討結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われており、決算補正事項も正しく修正されております。当事務所も法令の規定に従って申告書を作成しました。よって、税理士法第33の2第1項に規定する添付書面を提出いたします。